

鳥取県告示第422号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第3項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	提供する支援の種類
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	医療型児童発達支援
〃	〃	鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	〃
〃	〃	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	〃